

平成 20 年 7 月 23 日

各自治会長 様

北栄町長 松本昭夫（公印省略）

金婚該当者の調査及び報告について（お願い）

町では、敬老事業の一環として米寿、金婚の該当者の方に祝詞と記念品を配布する事業を行います。

このうち、米寿表彰については生年月日に基づき該当者を確定するため、町において調査を行います。

金婚については、婚姻届や事実婚など、個々の事情により「結婚の日」の確定に戸籍との違いが生じる可能性があります。このため、それぞれの自治会において周知をしていただき、自治会長宛に連絡があったものについては別紙により健康福祉課に報告をしていただくようお願いいたします。

記

1. 金婚該当者は・・・

昭和 33 年 1 月 1 日から昭和 33 年 12 月 31 日の間に結婚された方

※8 月 20 日(水)までに健康福祉課（大栄庁舎）または地域包括支援センター（北条健康福祉センター）に報告してください。

※記念品の配布は 9 月の敬老週間(中旬)頃に各戸配布を行います。

※ 報告は、対象となられる本人、自治会ごと、いずれの方法でも構いません。

※ ダイヤモンド婚慶祝事業(結婚満 60 年)は今年度から廃止いたしました。

担当：北条健康福祉センター内

健康福祉課 高齢者福祉係 原田（電話 36 - 3114）

